

瀬戸内海海区

区画漁業の漁場計画（変更）

（素案）

令和8年7月

1 漁業権に関する事項

(1) 区画漁業権

ア 公示番号及び漁業権の内容となるべき事項等

方位は真方位、座標は世界測地系を示す。

公示 番号	免許の内容となるべき事項						関係地区			個別 又は 団体 漁業 権の 別	類似 又は 新規 漁業 権の 別
	漁業 の 種類	漁業 の 名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	市郡	区町	字		
区 第 319 号	第 1 種 区 画 漁 業	小割式魚 類養殖業	1月1日から 12月31日まで	神戸市中央 区神戸空港 地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度38.41分、東経135度13.93分 イ 北緯34度38.41分、東経135度13.90分 ウ 北緯34度38.43分、東経135度13.90分 エ 北緯34度38.43分、東経135度13.93分	付 記 の と お り	神戸市	中央区		個 別 漁 業 権	新 規 漁 業 権

イ 免許予定日 令和9年4月1日

ウ 漁業権の存続期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

付 記

条件

- 1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。
- 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。

2 保全沿岸漁場に関する事項

該当なし